

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和6年5月24日第10回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人
森山昭市・中崎和行・梶原誠・上妻廣美・中島秀人
永浜三津子・鎌田正司・濱脇嘉則

3. 欠席委員

中島真実

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第5 承認第2号 農用地利用集積計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和6年第10回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございます。本日は、11番中島委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員を指名します。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、13番鎌田委員、1番藤田委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条

申請について説明します。所有権移転4件、筆数17筆、面積44,411㎡、田11,695㎡、畑32,716㎡、貸借権2件、筆数4筆、面積10,710㎡、畑10,710㎡。計、件数6件、筆数21筆、面積55,121㎡、内訳は田11,695㎡、畑43,426㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。委員の皆様のご審議を、宜しくお願い致します。

(議長)順位1については、担当調査委員の11番中島委員本日欠席のため事務局からの説明をお願いします。

(事務局)はい。11番中島さんの代わりに代読します。議案第1号順位1については説明を致します。去る5月8日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇㎡です。譲渡人、住所〇〇市〇〇町〇番〇号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所〇〇市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が離農、譲受人が経営拡大となっております。譲受人は譲渡人の家と土地ともに購入しており、本人自身も近くに土地を所有し農業を営んでおります。売買金額については、1筆11万円です。場所につきましては、資料の10ページをお願いします。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)事務局、もう一度場所についての説明をお願いします。

(事務局)資料9ページの順位1となります。申請地は〇〇〇公民館の手前の家・宅地共の場所になります。以上です。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の2番牧瀬委員からの説明をお願いします。

(2番委員)はい、2番牧瀬です。議案第1号順位2について説明します。去る5月9日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇-〇、地目田、面積〇〇〇㎡、及び地番〇〇〇-〇、地目田、面積〇〇㎡、合計面積〇〇〇㎡。譲渡人住所、中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、譲受人住所、中種子町〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が経営開始です。譲渡人と譲受人の関係は義理の親子です。場所については、資料の9ページをお願いします。〇〇から〇道を〇〇方面に500mほど行った所に、〇〇から〇〇方面に向かう〇道があります。そこからさらに〇〇方面に150m程行った所が申請地となります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の3番鮫島委員から説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番鮫島です。議案第1号順位3について説明致します。去る5月9日、

ます。2について説明します。さらにその〇道を行きますと〇〇〇〇〇の隣に〇〇〇〇, 〇〇〇〇さんが経営する〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇の事務所の真っ正面のちょうど反対側になります。14ページをお願いします。14ページは、〇〇方向に行くと〇〇〇〇の会社がございます。〇〇〇〇を、〇道三文字を〇〇方面へ行くと〇〇〇〇があります。その中間あたりに〇〇〇〇の記念碑が建っているところを東の方向に進みますと、右の方に1筆、左の方に1筆農地がございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議の程よろしく願います。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について、担当調査委員の12番永浜委員からの説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番永浜です。議案第1号順位5について説明致します。去る5月11日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。申請筆数が多いため1筆のみ読み上げてさせていただきます。その他についてはご覧下さい。土地の所在地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇、地目畑、面積〇〇〇㎡。他2筆。申請地は畑が3筆で〇〇〇㎡です。譲渡人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん、譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん。申請理由は貸人が相手方の要望、借人が経営開始です。3年間の使用貸借となっています。借人と貸人の関係は〇〇となります。場所については、資料の15ページをお願いします。〇〇の十文字から〇〇方向に200m上がった所に〇〇の畑が散在しております。その中心になります。〇〇〇〇さんの牛小屋から行った所にあります。ここに3筆あります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。13番おねがいします。

(13番委員)13番鎌田です。ちょっと聞いてよろしいですか。〇〇なんですけど、所有権移転しない理由は何があるんですか。

(議長)事務局おねがいします。

(事務局)申請人の〇〇さんに所有権移転をする考えはないのですかと訪ねたんですけど、まだしたくない、と言う答えで、今のところは借りて作るということでした。

(13番委員)はい、わかりました。

(12番委員)よろしいですか。

(議長)はい、どうぞ。

(12番委員)私も聞いたんですけど、お父さんがまだ元気ですので、先で〇〇に、〇〇が〇〇でするのでそうなるという事で、今はしないという事でした。

(議長)他に質疑はありませんか。

(委員)ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に順位6について、担当調査委員が私でありますので、私の方から説明します。議案第1号順位6について説明致します。去る5月12日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在は、大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇-〇，地目畑，面積は〇〇〇〇㎡です。譲渡人は、住所中種子町〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん，譲受人は住所中種子町〇〇〇〇〇〇番〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望，借人が経営開始となっています。貸人が借人の面倒を見ながら農業経営者として育てていくとの事です。場所については、資料の15ページを願います。〇〇集落に旧〇道が走っておりますけども、旧〇道沿の畑です。その隣が貸人の〇〇〇〇さんの住宅になっております。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われれます。また，〇〇〇〇さんは新規就農ということで，これから頑張ってブロッコリー・サトウキビ等を一生懸命作りたいということでした。委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見を願います。

(議長) 質疑はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については，許可することにご異議はありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって，議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転4件，貸借権2件については，許可することに決定しました。次に，日程第4，承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の16ページをお開きください。承認第1号，農用地利用集積計画の一部変更について説明します。令和6年5月31日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更につきましては，件数11件，筆数25筆，変更面積57,463㎡，契約年数3年の合意解約になります。詳細につきましては，資料の21ページから31ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(議長) 質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については，承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって，承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は，承認することに決定しました。次に日程第5，承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の32ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画の、今回は配分計画の方はございません。令和6年5月31日を公告日とする利用権設定, 所有権移転1件, 筆数4筆, 面積8,535㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細については、資料の34ページに添付してあります。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(議長) 質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画」は、承認することに決定しました。

(議長) これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年第10回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。